

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 24 日（金）第2832号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公

告

○建設業法に基づく監督処分のお知らせ

(監理課取扱い) 1

公 告

建設業法に基づく監督処分のお知らせ

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成24年 8月10日	株式会社 国分ハウジング	霧島市国分 中央三丁目 3番3号	久保 一元	鹿児島県知 事許可（般 - 24）第 11688号	営業の停止命令 1 停止を命ず る営業の範囲 建設業の営 業 2 停止を命ず る期間 平成24年 8 月 25 日から同 年 9 月 8 日ま での15日間	株式会社国分ハウ ジングは、発注者か ら直接請け負った、 建設業法施行令（昭 和31年政令第273号） 第27条第1項に規定 する重要な建設工事 （共同住宅建設工事） において、建設業法 第26条第2項及び第 3項の規定に違反し て専任の監理技術 者を設置しなかった。 また、同工事にお いて、建設業法第24 条の7第1項及び第 4項の規定に違反し て適正な施工体制台 帳及び施工体系図を 作成しなかった。 このことは、建設 業法第28条第1項第 2号に該当する。